

事業者の皆さまへ

美里町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び 美里町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金のご案内

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業要請、外出自粛等によって、大きな影響を受けている事業者の皆さんに対し、協力金または支援金を支給いたします。

名称	㊤ 美里町新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金	㊤ 美里町新型コロナウイルス感染症対策 事業継続支援金
交付対象者	次の「いずれか」の要件を満たす事業者 休業要請に該当する施設を有する事業者 宮城県の要請に基づいて、4月25日から 5月6日までの間、裏面の「休業要請等対象 施設一覧表」に掲げる町内すべての施設の 使用を停止した事業者 営業時間が午後8時以降も続く飲食店 宮城県の要請に基づいて、4月25日から 5月6日までの間、午後8時から翌日午前5 時まで飲食を伴う営業を行わず、午後7時以 降に酒類の提供を行わなかった事業者 酒類の提供が午後7時以降も続く飲食店 宮城県の要請に基づいて、4月25日から 5月6日までの間、午後7時から翌日午前5 時まで酒類の提供を行わず、午後8時から 翌朝午前5時まで飲食を伴う営業を行わな かった事業者	次の「すべて」の要件を満たす事業者 町内に事業所を有し事業を営む者で、引き 続き町内で事業を継続する意思があること。 国の持続化給付金の給付対象者でないこと。 左記の協力金の交付対象者でないこと。 1月以降、前年同月比で主たる事業の収入が 20パーセント以上減少した月があること。 減少額が10万円以上であること。 産業分類のうち、F電気・ガス・熱供給・水道 業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売 業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物 品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、 M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービ ス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福 祉及びRサービス業であること。 性風俗関連特殊営業等でないこと。 政治及び宗教上の団体等でないこと。
支給金額	1事業者あたり30万円	1事業者あたり10万円
支給方法	口座振込(申請後2週間程度で振込予定)	口座振込(申請後2週間程度で振込予定)
申請の際に 必要な書類	1 協力金交付申請書(押印必要) 2 次のうち、いずれか1つ以上の書類 □ 営業の許認可証の写し □ 確定申告書の写し □ 設立届・開業届の写し □ 県民税・町民税の領収書の写し(この場合 は事業実態を証する書類が必要となります(帳簿・営業日誌・店舗外観写真等) 3 休業・時短が確認できる書類(チラシ等) 4 振込先通帳の表紙及び表紙裏面の写し 5 (個人事業主の場合)本人確認書類(運転 免許証等の写し) 6 誓約書	1 支援金交付申請書(押印必要) 2 添付資料 □ (個人事業主の場合)本人確認書類(運転 免許証等の写し) □ 確定申告書などの前年同時期の売上が確 認できる書類の写し □ 振込先通帳の表紙及び表紙裏面の写し

拡大防止協力金 休業要請等対象施設一覧表

A 遊興施設等	F 集会・展示施設
1 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブなど	17 集会場、公会堂
2 公衆浴場（個室付き浴場業に係るものを含む。）性風俗店	18 展示場（住宅展示場を除く。）
3 ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス	19 貸会議室、文化会館、多目的ホール
4 その他の遊興施設（休業要請の対象となっているものに限る。）	G 博物館・ホテル等
B 大学・学習塾等	20 博物館、美術館、図書館、水族館、動物園、植物園等
5 大学、専門学校、専修学校、各種学校、語学学校等	21 ホテル、旅館
6 自動車教習所	22 簡易宿所、下宿、民泊
7 学習塾	23 その他の文化施設（休業要請の対象になっているものに限る。）
8 音楽教室、生け花教室、茶道教室、書道教室、絵画教室、そろばん教室、英会話教室	H 商業施設
9 その他の習い事（休業要請の対象となっているものに限る。）	24 百貨店、マーケット、物品販売業
C 文教施設	25 ペットショップ、トリミング
10 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	26 玩具屋、模型屋
D 運動・遊技施設等	27 DVD / ビデオショップ（レンタルを含む。）
11 パチンコ店	28 アウトドア用品店、釣具店、スポーツグッズ店
12 ゲームセンター、マージャン店	29 旅行代理店（店舗）、土産物店
13 テーマパーク、遊園地	30 ネイルサロン、まつげエクステンション、リラクゼーションサロン、エステ等
14 体育館、水泳場、ボウリング場	31 スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、日帰り入浴施設
15 その他の運動・遊戯施設（休業要請の対象となっているものに限る。）	32 写真屋、フォトスタジオ
E 劇場等	33 美術品販売、似顔絵書き販売
16 劇場、映画館、プラネタリウム	34 その他の商業施設（休業要請の対象となっているものに限る。）

申請方法及び申請期間	申請は郵送・持参どちらでもできます。 下記の申請窓口まで必要書類をそろえて申請してください。 送付先・窓口 美里町牛飼字御蔵新田93-4 美里町起業サポートセンター「Kiribi」 申請期間 令和2年5月22日（金）から令和2年7月10日（金）まで（土・日・祝日を除く。） 5月中は土日も持参による申請を受け付けします。 郵送の場合、7月10日（金）必着 申請時間 午前9時から午後4時まで
------------	--

5月中の申請は混雑が予想されます。感染拡大防止のため、事前の連絡をお願いします
電話 0229-25-3329